

令和元年度 第3回 瑞穂市地域ケア会議（成年後見制度中核機関設置準備会） 会議録

・日 時 令和元年12月3日（火）13:30 ～ 15:30

・場 所 瑞穂市総合センター2階 交流ルーム

- 1 あいさつ
- 2 第2回会議での事例検討から見えた課題について
- 3 広報・相談の方法について
- 4 その他
- 5 議事

事務局 前回、検討した事例の経過について報告

飯沼会長 開会宣言・あいさつ・本日の進行について説明。資料1に基づき順に議論を始める。

飯沼会長 市長申立に係る明確な基準について、議論を進めたい。これまで、瑞穂市において市長申立の事例はあるのか。

河村委員 記憶の限りでは、検討された事はあったが、この14～15年は無い。
地域連携ネットワーク会議が行政に対する答申を出すような機能を行政側が担保してもらえらるなら、ある程度柔軟に対応できるようになるのではないかと。また、各相談機関からの必要性も増すと思う。

飯沼会長 抽象的に言うと本人の判断能力が無く、親族申立も期待できない、という状態で専門職団体が相談を受けると、消去法的に市長申立という考えになる。

中原委員 専門職としては、その部分について意識はしていないが、市長申立は行政が行うものなので、ある程度の制約が必要だと思う。

飯沼会長 そもそも前提として、各福祉の専門職がアセスメントして最終的に市長申立しかない、というケースを議論することになると思われるので、分かりやすいような問題提起であっても実は整理をするのがなかなか難しい問題提起だと思う。

中原委員 現場の感覚であるが、他市町から依頼された案件で、成年後見が唯一の解決手段であると思えるものが少ない。行政の方も成年後見制度の利用について過度に慎重になる必要はないが、少し余裕を持ちすぎているように思う。

岡川委員 予防的に成年後見人を選任するようなケースが結構見受けられる。

中原委員 そういうケースもあるし、成年後見人として何もお役に立てる事がなく、手段の選択として間違っていないか、と思うケースもある。本来は家庭の中に行政が介入するという事は、例外的なケースであるべきであると思う。その例外的な事例なのか、と思うケースが多いので、ここは結構きちっと議論をしたほうが良いと思う。

河村委員 福祉の専門職でも成年後見制度を知らない方は多いと思う。他制度・他機関における機能や役割が十分に理解できていない方が多く、多職種による対応で可能になることがあるといった整理が出来ていないと思う。従って、今後、中核機関が出来ても、中核機関の機能や成年後見制度の理解を福祉の専門職向けに行っていないと、現場の実情の課題に合わせた運用ができないと思う。福祉の専門職に対して、成年後見制度に対する学びの場が必要な気がする。また、行政の側もその必要性を発信しきれない部分もあり、市長申立の判断が甘くなるといった事があるのではないかと思う。

よって、そのような事が無いように改善を進める必要があるのではないかと思う。

飯沼会長 成年後見人が他の支援者・援助形態等との違いは法的権限の付与だということ。法的権限を行使しないと支援できないケースは成年後見制度が適しているが、最近、多いケースは「このままいくと何か問題を起こしちゃいそうだから後見人さん何とかしてよ。」といったもの。

このようなケースにおいて裁判所は形式的な要件が整っていれば却下するという事は出来ない。それで専門職団体と裁判所の間で、これは後見人で対応できないという事でやり取りをする事がある。

中原委員 今月私のところの団体でもあった。

飯沼会長 支援形態として、成年後見制度で解決できるケースであるのかなのかを中核機関や地域連携ネットワーク会議等でよくよく検討できると良い。

そのような意味において、市長申立の基準としては、法的権限があつてこそ対応できるケースで、さらには親族申立が出来ないケースというものが判断基準になるのではないか。

中原委員 後見制度は、法的権限・財産管理権を手段としてご本人の身上面の充実を図る制度。よって、活用できる資産があるのに法的に管理権限者がいないために各種サービスが受けられない場合で、管理権限者によって適正なサービスが受ける事が見込める方は市長申立をして頂く必要があるのではないか。

しかし、管理する財産もない、すでにサービスも受けている、これ以上身上面の充実を図る手立てがない場合に市長申立をするのはいかがなものか、と思う。

飯沼会長 このテーマで議論をすると様々な意見があると思うが、要は支援方法として後見制度を利用することが望ましいにもかかわらず、親族申立が期待できない場合には市町村が積極的に申立をして頂きたい、という事なのではないかと思う。

岡川委員 事務局に質問するが、申立の費用については予算化してあるとの事であったが、その基となる要綱はあるのか。

事務局 ある。

岡川委員 その要綱で親族申立にも助成することは可能なのか。

事務局 助成という考え方ではなく、市長申立を実施する費用の支出を可能とする内容であるため、親族申立の費用に対して助成することはできない。

飯沼会長 その場合の事務経費とは、収入印紙と鑑定費用程度のものか。

事務局 そのとおり。

飯沼会長 実際に書面を作成するのは行政の方か。

事務局 そのとおり。

飯沼会長 費用助成ではなく、支出に関する規定であるということか。

事務局 そのとおり。

中原委員 補佐や補助類型相当の方が虐待を受けている場合に、本人申立ができる能力があるが、申立費用が無い場合がある。その場合は申立費用の補助が出来ない事になるのが、この場合は市長申立の対象となるのか。

事務局 その場合における規定はない。

中原委員 ケースによって、市の附属機関等の審議の中で必要性が認められた場合は市長申立の枠組みで対応できるかもしれないが、後見人の報酬助成制度が無いので、経済的弱者の方に対する後見人の報酬助成制度を創設して頂きたい。

飯沼会長 申立費用及び後見人の助成制度の創設もそうであるが、広く助成できる制度にして頂きたい。そうすると市長申立での対応ではなく、親族申立で対応できるケースが増えるのではないか。

また、助成制度はただ創設すれば良いという事ではなく、要件を絞らないで頂きたい。他の市町村で利用要件が生活保護の方に限られてしまい、制度の利用ができないというケースがある。

中原委員 助成制度の利用要件を生活保護受給者に限ってしまうのは、制度利用に対するターゲットが異なっていると思う。

岡川委員 助成制度の利用要件が生活保護の方だけだとしても、様々なサービスを利用するには契約が必要で、そのために成年後見人が必要であるので、生活保護の方であっても成年後見人がいる意味はあるのかなと思う。その他、本人が重度の認知症寝たきりの方で、年金が見つかった場合にその手続き及び生活保護費の返還手続きをする等、成年後見人が必要な場合もあるので、そこに報酬助成が無いのはいかがなものかと思う。

飯沼会長 (まとめとして) 明確な市長申し立ての判断基準というよりもその前の段階で成年後見人の必要有無について判断が必要で、必要である場合は本人申立又は親族申立が期待できない場合は、積極的に市長申立をしてもらいたい。という事でいかがか。

- 中原委員 市長申し立ての判断基準そのものというよりは成年後見人が必要かどうかを判断基準にするということか。
- 飯沼会長 そのとおり。
次に報酬助成制度についてであるが、これについてはできる限り要件を絞らず、実効性がある制度を創設して頂きたい、というのが結論であると思う。
次に支援アセスメントについてであるが、前回の会議ではケースバイケースで対応しているとの事であったが、河村委員が相談機関別のアセスメント方法についてまとめて頂いたので、河村委員にご説明願いたい。
- 河村委員 提出資料について説明
- 飯沼会長 提出資料にある「中核機関・地域連携ネットワーク」は別として、現状のイメージと捉えて良いか。
- 河村委員 そのとおり。
- 飯沼会長 ケースによっては、資料にある複数の流れが集まって調整される事もあるのか。
- 河村委員 そのとおり。昨今では課題を複数抱えている方が多くなっているため、ケースに応じて協働することが多くなっているが、資料にある支援者が集まって総合的に協議をする場はない。
権利擁護については、各相談機関の共通事項であるので、中核機関がコーディネートやマッチングをうまくマネジメントできると支援機関としてのブラッシュアップができるのではないかと思う。
- 中原委員 要望ですが、各支援機関から中核機関・地域連携ネットワークにケースを上げる場合に医師の所見を頂きたい。成年後見制度を活用するには判断能力の有無が必須であり、それには医師の所見がないと分からない。
- 牛丸委員 全てのケースで医師の所見が必要となると困る。すでに判断能力の有無について判断ができる場合は除いても良いのではないか。
- 中原委員 その場合は良いのではないか。
- 飯沼会長 今の議論は、瑞穂市における中核機関・地域連携ネットワークにどのような機能を持たせるのか、という事に関わる事であると思う。中核機関・地域連携ネットワークが必ずしも成年後見制度の利用有無の判断だけでなく、他の支援方法についても判断していく場となる場合は、医師の所見は必須ではないと思う。しかし、成年後見制度の利用有無についての判断をする場合には、医師の所見がある事が望ましいと思う。
- 岡川委員 各支援機関における会議で、市長申立の必要性が高いと思われるケースについては、資料にある上位の会議に上げているのか。
- 坪井委員 現在の流れを示しているだけで、現状ではこの流れで市長申立に至ったというケースは1件もない。

- 岡川委員 実際のケースにおいては、この資料通りではない場合も多々あると思う。この資料のままであると権利擁護が必要な場合においても順番に会議で議論をした後に中核機関・地域連携ネットワークでの議論をすることになってしまうので、もっと柔軟に対応できないか議論した方が良いと思う。
- 今後、中核機関・地域連携ネットワークが権利擁護のことも含む多様な課題に関して総合相談的な場として色々な課題についてのコーディネート機能を担ってもらえると各相談機関が抱える困難事例についても支援の方向性が見出せるかもしれないので、個人的には期待したいと思う。
- 飯沼会長 例えば、相談担当者が成年後見制度の利用が必要だと感じた場合は、資料の流れにとらわれず、中核機関・地域連携ネットワークに上げてもらう、といった事か。
- 岡川委員 支援者が、直接中核機関にアクセスし易くするのも1つであると思うし、シンクタンクの機能を果たそうとすれば、様々な支援機関と繋がっているという仕組みを必要であると思う。両方の視点が必要なのでは。
- 飯沼会長 ケースバイケースで支援者が柔軟に対応できるようにするのは良いと思う。ただし、支援者が成年後見制度を理解している事が前提ではある。
- 次に情報連携について、瑞穂市の個人情報保護条例について、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 瑞穂市個人情報保護条例における個人情報の利用及び提供の制限について説明。原則として、中核機関で個別のケースにおける支援策を検討する場合において個人情報の開示は可能であると考えている旨を発言。
- 飯沼会長 第7条第3号では「緊急」という要件が入っているので、中核機関で要支援者の個人情報を取り扱う場合には、同条第6号を適用できるように、予め個人情報保護審議会に意見を求め、了解を取って置くという対応をした方が良いと思う。
- 個人情報保護審議会の了解が得られたとして、どのように情報共有をするかという事で、相談記録表を議題にしたいと思うが、各委員に意見を求める。
- 一番後の「成年後見制度の利用について」という欄は良いと思う。医師の所見を求めるのであれば、その欄もあると良い。要支援者の家族や親族との関係を記す欄もあると良いと思う。
- 中原委員 主治医の欄もあると良い。
- 河村委員 要支援者の判断能力について、いつの時点でどの位あるのか、といった情報やかかりつけ医や基礎疾患等の医療的な情報があると良いと思う。
- 家族・親族との関係性も分かれば、成年後見人が選任された後に身上監護や親族との連携で有益であると思う。
- 飯沼会長 この相談記録票については、マッチング時に各専門職団体に提供する情報に

なると考えている。先々、成年後見人になる方は要支援者との関わり以上にその親族と関わりで問題にぶつかる事が多い。

中原委員 他でこの相談記録票と極めて似たものを出されて、候補者の選任を依頼されて困った事がある。

田宮委員 分かる範囲で財産の有無についても必要か。

中原委員 もし把握できるのであれば、あると良い。例えば、管理が必要な財産とか預貯金の有無等があると良い。

飯沼会長 ここでの議論を事務局でまとめるという事になるのか。

事務局 もし、中核機関・地域連携ネットワークが、各相談機関が抱える困難事例を集中的に検討する場となるのであれば、予め各相談機関に最低限必要な情報について提示することが出来れば、効率が良いと考えている。

飯沼会長 各専門職団体でも、候補者を選任する判断材料として使用できるイメージだと考えやすい。

岡川委員 現に生じている課題を載せて欲しい。また、居室や住居の状況、支援者の情報、財産の管理をしている方の情報があると良い。

坪井委員 「本人の状況」欄、もしくは「家族」欄あたりで、独居なのか高齢者世帯なのか判断できないので、世帯構成が分かると良い。

牛丸委員 「本人の状況」欄に「難病等」を記入する欄があると良い。

飯沼会長 今のご意見では具体的にはどのようにするのが良いのか。

牛丸委員 「本人の状況」欄の「障害者」欄に「難病等発達障害」という欄を作ると良いと思う。

坪井委員 「本人の状況」欄の「高齢者：認知症」欄には何を書くのか、分からない。

飯沼会長 これまでの意見を総合すると「本人の状況」欄は、外形的な情報だけになっているので、もう少し情報を充実する必要があるということか。

河村委員 この相談記録票は、運用のために整備されたシートではないように思う。各相談機関には、要支援者の状態をもう少し掘り下げたアセスメントシートとのようなものがある。それらを持ち寄って中核機関・地域連携ネットワークで必要な項目を議論し、独自のシートを作る必要があるのではないか。

飯沼会長 1枚にまとめたシートにさらにケースに応じてさらに詳細な情報をプラスするというイメージか。

河村委員 フェイスシートの後ろにA3版1枚くらいのアセスメントシートを添付する方法でもよいのかもしれない。

牛丸委員 それぞれの相談機関で使用している様式があるので、それを添付する形になると良い。

中原委員 本人も含めて関係者の方が成年後見人の申立についてどのように考えているか情報があると良い。また、収支状況が分かると良い。

- 飯沼会長 議論を総括すると 1 枚のシートに基本情報をまとめる事は前提であるが、中核機関・地域連携ネットワークでの議論に必要な情報とマッチングの際に必要な情報を補足情報として添付するという形ということだが、事務局で原案を作成して欲しい。
- 事務局 了解した。
- 飯沼会長 次に「広報相談の方法について」を議題にしたい。一般市民に対する広報も大切であるが、支援者に対する広報・啓発が重要であると思う。
- 河村委員 権利擁護や成年後見制度に関わるとされる支援者同士が集まり、お互いの役割等についてミニプレゼン等を行い、その中から成年後見制度がそれぞれの立場でどのように活用できるか、といった勉強会を実施してみてもどうか。例えば、それを初級編から上級編まで全 3 回で実施して支援者同士のつながりを作りながら実施する方法はどうか。
- 牛丸委員 市長申立の実例が無いので使っていないところもあるし、そもそも成年後見制度について知識が無い支援者もいる。なので、支援者向けに制度の基礎から始めて、具体的なケースにおける対応を教えて頂けると理解が深まるのではないか。
- 坪井委員 最近 2 年位は実施していないが、高齢分野では、もとす広域連合が成年後見制度の学習を実施していた。今年度は地域包括支援センターのみの研修はあった。住民の方に助言をする立場であるので、制度に対する研修は必要であると思う。
- 安田委員 まずは基本的な事から学び、それぞれの支援者の専門・役割を共有して、少しでも利用者さんに不利益が無いように支援をしていかなければならないと思う。
- 牛丸委員 先生は講師を引き受けて頂けるのか。
- 飯沼会長 後見類型だけでなく、補佐や補助の類型もある。支援の方法として自立支援事業もある。実質的な運用方法と尚且つ制度の限界も理解してもらえると良い。
- 牛丸委員 支援者だけでなく市民も含めて、具体的な解決事例を使って説明してもらえると興味を持ってもらえるのではないか。
- 河村委員 色々な属性と対応性のある方が集まっているので、そういう方々が協力して解決した事例をモチーフにしながら、個々の支援者の専門外の制度について気付きを促していける研修が良いのでは。
また、中核機関・地域連携ネットワークが総合相談的な協議の場となるという発信をすると支援者も身近に感じてくれるのではないか。
- 飯沼会長 事例を使った研修は有益であるが、特に市民に対して広報になるのでないかと思う。成年後見人は何でもできるわけではないので、その他の支援者と協力しながら支援をするという事を理解頂けたらと思う。

- 三宅委員 瑞穂市では、日常生活支援事業が周知されていないように思われる。成年後見制度の手前の事業なので、成年後見という名前は知っているが、内容については知らない方がほとんどではないかと思う。
- 市民の方に限らず支援者についても、実際に必要になってから慌てるという状況がほとんどだと思うので、日常生活支援事業も含めて、広報活動は必要であると思う。
- 中原委員 ここまでの意見では支援者に対する広報が多かったと思うが、制度的には一般市民向けの広報をある程度実施する事が前提であると理解している。
- 一方で、様々なところで制度広報はしているので、中核機関を受託した団体が全ての広報業務を担うのかという事も考えなければならない。
- また、法定後見だけでなく、公証人の先生方にもご協力を得た上で、任意後見についても、市民の方々に広報する必要がある。
- 飯沼会長 任意後見を利用しようという方々は、支援対象ではない方なので、今回の議論とは違うと思う。
- 中原委員 多少、将来に不安がある方を対象に広報をするという方法もある。
- 飯沼会長 任意後見は、包括的な財産管理権が無く、実際には将来の代理権の付与なので、特定の事しかできない。その辺の説明が難しい。
- 岡川委員 ここまでの議論で、支援者でも成年後見制度について理解が無い方が多いので、その方々に対する普及・啓発が必要であるという事が1つある。それとは別に地域住民向けに対する普及・啓発があるが、どの程度の啓発が必要であるかという事は議論すべきだと思う。例えば、地域住民の方には中核機関の連絡先だけ知っていても良くて、地域の核となる自治会長さんや民生委員さんには制度の事を知って頂こうという考え方もあると思う。その場合であれば自治会連合会や民生委員児童委員協議会での研修をやらうとなる。そういうものを中核機関で計画すれば良いと思う。
- 飯沼会長 立法の経緯からすると成年後見制度の利用件数の増加を見越している事があるが、利用件数の増加に着目し過ぎると誤解を招きかねないので、市民向けにどのような広報・啓発を行うかは難しい。従って、「地域包括支援センターや相談支援専門員に相談してください。」という内容がやり易いかもしれない。
- 河村委員 まずは、課題別の相談窓口が適切に機能するという事が前提だと思う。支援の担い手である我々がしっかり理解する事で、制度利用が必要な方をコーディネート出来たり、適切な情報を発信出来たりする。その上で市民に対して広報・啓発が必要であると思う。これらを同時並行的に実施していけると良い。
- 中原委員 中核機関を受託した機関がある場合、広報・啓発は受託機関が行わないといけないのか。広報だけは行政で行うという事はあり得るのか。
- 河村委員 中核機関の受託先が社会福祉協議会という案もあるが、広報・啓発を社会福祉

協議会だけで実施することは難しい。

岡川委員 具体的な議論が必要だと思うが、どこまでを委託して、どこまでを直営で行うかという事。

中原委員 少なくとも広報は委託先をお願いする事になるのではないかな。

飯沼会長 国が継続的な成果を集約するのであれば、各自治体に利用件数増の報告を国が求めるのではないかな。それであれば、自治体が市民向けに広報を行う方が良いのではないかな。

河村委員 仮に社会福祉協議会が（中核機関の）担い手になったとしても、広報・啓発については、行政側にも協働して欲しいと思う。

事務局 これまでも高齢福祉や障害福祉等において、広報・啓発活動は協力をしてきたので、同様に協力していく事は想定内である。

飯沼会長 一般市民向けの広報は行政が行う方が効果的であると思う。逆に支援従事者に対しては中核機関が広報を担う方が良いと思う。大まかな整理はこれで良いのではないかな。

次回の日程を下記のとおり決定して閉会

次回日程：令和2年2月17日月曜日午後1時半～

場所は未定